**平成２２年（フ）第６５２号**
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷859番地39―Ｃ棟102号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1221番地12
破産者　廣田　涼司（屋号33ＲＰＭ）
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２０３号**
北海道河東郡音更町柳町北区14番地７
破産者　宮本　孝彦
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第２７２号**
北海道河東郡上士幌町字上士幌東２線246番地
破産者　栗田　昭夫
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第１８９１号**
仙台市青葉区米ケ袋２丁目１番24―102号
破産者　佐藤　恒明
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第２０２号**
千葉県東金市堀上６番地　カフリーィエＡ―102
破産者　早川　篤志
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２５８号**
千葉県山武市松ヶ谷ロ3294番５、開始決定上の住民票上の住所北海道岩見沢市７条西10丁目23番地１
破産者　戸部　　淳
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４８０号**
川崎市多摩区長沢１丁目27番８号　第３松沢マンション102
破産者　西川　　茂
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第６４６号**
川崎市幸区小倉1721番地３　グレース小倉１―Ｂ
破産者　人見由美子
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第９８６号**
川崎市高津区千年819番地
破産者　池田　　保
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第９８７号**
川崎市高津区千年819番地
破産者　池田　初子
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第９号**
川崎市高津区新作６丁目11番27号　アメニティ101、前住所川崎市高津区子母口356番地１　グランイーグル武蔵新城Ⅱ　105
破産者　加藤　賢一
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１２号**
川崎市中原区木月４丁目17番29号　新江方
破産者　高橋　久子
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２２１号**
富山県砺波市苗加1260番地
破産者　三部　初美
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１４９９号**
愛知県半田市瑞穂町10丁目３番地の５　コーポ森101号、開始決定時の住所愛知県半田市瑞穂町９丁目４番地の４
破産者　榊原　洋司
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２２３８号**
愛知県あま市西今宿狐海道一74番地３
破産者　川合　**錣**治
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９０９号**
愛知県小牧市高根２丁目438番地　ピーチヒルズ203号、開始決定時の住所愛知県小牧市高根２丁目372番地
破産者　福井　里奈（開始決定時の氏名武藤里奈）
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９２３号**
名古屋市中村区岩塚町字西枝１番１　八田マンション701号、住民票上の住所名古屋市中村区烏森町１丁目132番地の１　エクレールかすもり406号
破産者　鳥越　恭輔
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３７７２号**
愛知県東海市富木島町山中175番地　ハイツかこ101号
破産者　栗原　　功
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部